

特 記 仕 様 書

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、「 上本町磯線歩道整備工事（その3） 」に適用する。

第2条（準拠図書）

本工事は、契約書、設計図書及び本特記仕様書によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 土木工事共通仕様書（令和8年10月鹿児島県）
- (2) 土木請負工事必携（鹿児島県）
- (3) 土木工事施工管理基準（令和8年10月鹿児島県）
- (4) 鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領（鹿児島市）
- (5) 関係法令規則基準類

第3条（疑義）

本特記仕様書及び準拠図書に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

第4条（主任技術者等）

本工事の主任技術者及び監理技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに掲げる者でなければならない。

第5条（設計変更等）

設計変更等については、工事請負契約書第18条から第25条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手引きについては、「鹿児島市設計変更ガイドライン【土木工事】（平成30年3月）（令和7年3月改定）」及び「鹿児島県工事一時中止に係るガイドライン（令和7年4月）」によるものとする。

第6条（変更手続き）

本工事における契約内容の変更は、次の各号によるものとする。

- (1) 本工事における工事数量は、別紙「見積用閲覧書」のとおりとし、数量に変更が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。
- (2) 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみ契約変更の対象とする。

第7条（前払金の支払い）

本工事は、前払金を工事請負代価の40%の範囲内で支払うことができるものとする。（ただし、前払金の請求は令和9年1月29日までに必ず行うものとする。）

第8条（実施工程及び施工計画）

受注者は、人員の組織表、工程表、施工方法、工事中機械器具、仮設備とその配置、施工記録の方法、環境の保全対策、安全対策等施工に関する計画表（施工計画書）、現場環境改善計画（現場環境改善費が計上されている場合のみ）を工事着手前に作成のうえ、監督員に提出しなければならない。

第9条（設計図書の照査）

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

第10条（再生資源利用計画書〔実施書〕及び再生資源利用促進計画書〔実施書〕）

建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)または国土交通省ホームページ掲載の様式により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、工事現場の見やすいところに掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）して公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。また、その実施状況を記録した実施書を完成書類に含めて提出するものとする。

第11条（建設工事の適正な確保）

- 1 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 2 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに配置しなければならない専任の主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力等を有するもの（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
- 3 受注者が工事現場ごとに配置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。
この場合において、発注者から請求があったときは同資格者証を提示すること。
- 4 上項のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

第11条の2（監理技術者等の途中交代）

国土交通省の定める「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年2月1日適用）」に明記された監理技術者等の途中交代に関する条件に該当し、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合は途中交代が可能となる。

第11条の3（監理技術者等の途中交代の試行について）

本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、監理技術者又は主任技術者の途中交代を認める試行工事である。（令和6年2月29日付け鹿児島市建設局通知）

- 1 工程上一定の区切りと認められる時点とは、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の途中交代を認めることとする。
- 2 受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。なお、総合評価落札方式の場合は、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者を配置しなければならない。

第12条（コリンズ（CORINS）への登録）

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第13条（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、次の各号のいずれかの要件を満たす場合には、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

- (4) 前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

前項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第14条（現場代理人の兼任）

1 現場代理人の兼任を認める工事

~~現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（５）の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。~~

~~また、主たる工種が区画線工事の場合、次の（１）、（２）及び（６）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は、工事現場の兼任を認めるものとする。~~

~~なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、（２）、（４）、（５）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は２件までとする。~~

- ~~(1) 兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の請負金額が４、５００万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が４、５００万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。~~
- ~~(2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。~~
- ~~(3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね１時間以内であること。~~
- ~~(4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。~~
- ~~(5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。~~
- ~~(6) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。~~

2 手続き

~~現場代理人の兼任を行う場合には、「現場代理人の兼任（変更）申請書（第11—1号様式）」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等変更通知書（第5号様式）」により、発注者に通知すること。~~

~~なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。~~

~~3 受注者に対する措置請求~~

~~安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。~~

第15条（関係機関等との折衝）

警察や占用者等（上・下水道、NTT、日本ガス、九州電力等）関係機関と受注者が行うべき事務及び折衝は、監督員と協議のうえ速やかに行い、工事進捗に支障をきたさないようにすること。

第16条（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第17条（不具合等発生時の措置）

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合又は市民等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

第2章 施工条件

第18条（施工条件の明示）

本工事の施工にあたっての施工条件を次の各項に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても発注者と受注者とが協議し、契約変更の対象とする。

1 工程関係

- (1) 特別他の工事等との調整はないので、部分的な工期の設定はない。
- (2) 夜間での施工時間帯で予定している。
- (3) 関係機関等との協議はすべて完了している。
- (4) 他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていない。
- (5) 余裕工期は見込んでいない。
- (6) 地下埋設物等の調査は、すべて完了している。

2 用地関係

- (1) 工事区域の用地取得については、すべて完了している。
- (2) 本工事の施工区域外の工事用地においては、使用終了後速やかに原形復旧しなければならない。
- (3) 本工事における借地は予定していない。

3 公害関係

- (1) 工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵・排出ガス等）については、特段考慮していない。
- (2) 水替、濁水処理等は特段考慮していない。
- (3) 事業損失に係わる事前調査等は考えていない。

4 安全対策関係

- (1) 公共・公益施設（鉄道、ガス、電気、電話、水道等）等からの施工上の制約はない。
- (2) 本工事における交通誘導警備員の編成人員は、見積用閲覧書によるものとするが、交通管理者等との

協議の結果又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。

また、受注者は工事着手前に、実施工程に対応した配置予定図と配置予定時間を施工計画書に記載しなければならない。

5 工事用道路関係

- (1) 資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者（地元住民等）等からの制限は受けていない。

6 仮設備関係

- (1) 本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。

7 建設副産物関係

- (1) 本工事により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

- ア 受入場所の名称 : 株普賢産業
イ 受入場所の所在地 : 鹿児島市犬迫町 1 1 5 3 3 番地 外 11 筆
ウ 受入時間帯 : 8 時 00 分～17 時 00 分
エ 仮置き等 : 必要な場合は、その場所を明示する。
オ 搬出土の土質 : 砂質土（主な土質）
カ 搬出土量 : 約 20m³
キ 運搬距離、時間 : 17.3km（片道）、約 30 分

- (2) 本工事により発生するコンクリート塊及びアスファルト塊は、再資源化施設へ搬出するものとする。
(3) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

- ~~(4) 公共工事の施工により発生する建設汚泥は、再資源化施設（又は管理型最終処分場）に搬出すること。
なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。~~

①施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
建設汚泥	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	㌒＝〇〇km
建設汚泥	エコパークかごしま	薩摩川内市川永野町	㌒＝〇〇km

~~上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。~~

~~なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。~~

~~ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によらない事項についてはこの限りではない。~~

②受入れ時間

〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

③その他

土砂等の仮置場として、祇園之洲町 53 番地付近の国道北バイパス工事敷地を一部使用できることとなっている。（国道事務所伊敷維持出張所所轄）

8 再生資材の利用

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）	RC-40（30）	使用箇所

※ 使用に際しては、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

~~9 建設発生土（建設汚泥処理土）の利用~~

~~盛土に使用する土は、〇〇道路改良工事からの建設発生土（又は建設汚泥処理土、購入土）を利用する~~

ものとする。

1.0 指定副産物（コンクリート塊）の再生利用

公共工事の施工により発生する無筋コンクリート殻は、30 cm程度に小割りした後、盛土材として再生利用すること。

1.1 建設汚泥の再生利用

公共工事の施工により発生する建設汚泥は、下記の処理概要により、現場内で再生利用すること。なお、再生利用に際し、「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用については、下記の条件により算出している。

①処理概要（現場内利用）

中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途
現場内	脱水・乾燥	第○種処理土	路体盛土材

②「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用

品質区分基準	指標等	試験回数
品質基準	ユーン指数	○回
生活環境保全上の基準	土壤環境基準（環境基本法）	○回
	特定有害物質の含有量基準（土壤汚染対策法）	○回

1.2 特定建設資材の分別解体等・再資源化等）（建設リサイクル法対象工事の場合）

本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

1.3 工事支障物関係

(1) 本工事区域の一部について、地下埋設物調査（または埋蔵文化財発掘調査）の必要があるので、（または調査中であり）○○○の○○○工については調査終了後に施工するものとする。

なお、施工が可能な時期は○年○月○日頃の予定である。

(2) 本工事区間のうち No. ○○から No. ○○の間については、地下埋設物として○○○（電気・電話・ガス・水道等）があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。

(3) 本工事区間のうち No. ○○から No. ○○の間については、電柱（N T T、九電、○○）があり、移設が完了し施工が可能となる時期は○年○月○日頃の予定である。

(4) 本工事区間において、現在○○が○○の占用物件埋設工事を○年○月○日から○年○月○日まで行う予定であるので、工事施工にあたっては○○と十分工程の調整を行い、慎重に施工するものとする。

(5) 工事区域の占用等の支障物件については、地上、地下すべて移転を完了している。

1.4 薬液注入関係

(1) 薬液注入工法の施工予定は無い。

1.5 その他

(1) 工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。

(2) 現場発生品及び支給品等はない。

(3) 関係機関・自治体等との近接施工は無い。

(4) 新技術・新工法・特許工法は予定していない。

(5) 本工事においては、部分使用は予定していない。

(6) 用水の取水については、特段考慮していない。

第3章 工事施工【「特記仕様書の作成手引」を参考】

第19条（工事施工）

工事施工における技術的事項は次の各号のとおりとする。

1 土質区分

土質の区分は、土木工事共通仕様書第1編1-2-4-1の土砂はB分類、岩はC分類とし、土質区分に変更が生じた場合は契約変更の対象とする。

2 土質の変更

受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けるものとする。

第20条（鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値）

場所打ち鉄筋コンクリート構造物（及びプレストレストコンクリート構造物）の施工にあたり、スランプ12cm以上のコンクリートを使用する場合は、以下のガイドラインを参考図書として活用するものとする。

※ 流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会）

第4章 施工管理

第21条（着工前測量成果）

着工前測量については、土木工事共通仕様書第1編1-1-1-38によるものとする。受注者は、着工前測量にあたり近接する他の工事がある場合は、その標高及び座標と照合し、確認した後に着工前測量成果簿を監督員に提出するものとする。

第22条（工事関係書類）

工事関係書類の提出は、「工事関係書類一覧表【鹿児島市建設局版】」に基づき実施するものとする。なお、「工事関係書類一覧表【鹿児島市建設局版】」は鹿児島市ホームページに掲載している。

第23条（施工体制台帳の作成等について）

受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成提出すること。

第23条の2（施工体系図の作成等について）

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の各号の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- (1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- (2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- (3) 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- (4) その他監督員が記載を指示した業務等

第24条（工事環境に対する計画）

工事の施工に際しては、粉塵、濁水、騒音、振動、交通障害等により地域住民との摩擦、トラブルを極力防止するよう綿密な検討を施工計画書作成時に行うものとする。

第25条（工事材料の検査）

工事に使用する材料は、使用材料承諾願もしくはミルシート（材料試験成績表）等によりその承諾を得たあと使用しなければならない。

第26条（施工検査・確認）

次の各号の工事段階の終了時には、原則として監督員の検査等を受け、承諾を得たあと次段階の作業に着手するものとする。

- (1) 不可視部の出来形等確認
- (2) 鉄筋組立て確認
- (3) その他監督員又は受注者が必要と認める場合

第5章 安全管理

第27条（安全管理）

- 1 鹿児島県土木部が定めた土木請負工事必携を遵守し、適切な安全管理に努めること。
- 2 工事期間中は安全巡視員（又は安全管理員）を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ、安全確保に努めなければならない。
- 3 労働安全衛生法、同施行令、同施行規則を遵守すること。
- 4 交通管理については十分留意することとし、熟練した交通誘導警備員の設置によって交通及び歩行者に与える影響を最小限にするよう交通処理計画を作成し、工事現場のトラブル及び事故の絶無を期さなければならない。本工事では本線と付替道路を対象とする。
- 5 残土搬出にあたっては、経路等について交通計画書を作成し監督員の承諾を得るとともに、経路付近の住民にその旨を周知し、必要な安全対策を実施すること。
- 6 受注者は、土木工事安全施工技術指針及び建設機械施工安全技術指針を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行いながら災害防止に努めなければならない。
- 7 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既存構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。万一、支障を及ぼした場合は応急措置を施し、監督員に報告、対応協議を行い早急に復旧すること。
- 8 現道工事現場における保安施設等の設置に当たっては、土木請負工事必携によるものとする。

第28条（安全訓練等の実施）

1 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施し、実施状況報告書を完成書類に含めて提出しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

3 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

第29条（交通誘導警備員の資格要件）

本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごと

に1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。

なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。

また、受注者は、上記のことを示す資料を監督員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法(H17.11.21施行)における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

第6章 その他

第30条（地物の事前調査等）

- 1 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の絶断等起因する事業損失を未然に防止するため、仮施設の設置を行うとともに、工事の着手前に本工事によって影響を受ける恐れのある地物の事前調査を行い、その防止に努めなければならない。
- 2 調査不足等により事業損失等が発生した場合は、全て受注者の責任において処理するものとする。

第31条（街区基準点等）

街区基準点等付近での工事等については、街区基準点等の亡失、き損の防止を念頭に、「鹿児島市国土調査標識等管理保全要綱」に従い、所定の様式を監督員に提出し、監督員の指示に従わなければならない。

第32条（境界点、公共基準点等の保全）

工事の施工において、施工範囲に境界点、公共基準点等の標識が設置されている場合においても亡失、き損してはならない。工事の支障となる場合は監督員へ報告の上、保護・復旧措置等について協議するものとする。

第33条（付近住民等へのお知らせ）

- 1 付近住民及び関係者等へ工事の内容、期間、施工者及び連絡先等を明記したお知らせ文を作成し、監督員の承諾を受けた後に配布すること。
- 2 工事着手前に地元住民に対し工事に対する理解を求め、不要なトラブルが起きないように努めること。

第34条（環境保全）

- 1 土砂の搬出時には極力道路を汚さないようにし、土砂が飛散した場合には速やかに路面清掃を行い、交通の支障にならないようにすること。
- 2 工事現場周辺の道路部分や土砂搬出先の場内及び利用する道路部分については、定期的に散水を行い、埃や塵芥がでないようにすること。

第35条（環境基本計画）

- 1 本工事に伴う環境への影響を抑制するため、工事車両通行往復ルートの分別、交通整理員の配置、走行速度の制限、ルートの設定等の対策を講じること。
- 2 本工事に使用する建設機械については、原則として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（公共工事）に適合するものを使用すること。
- 3 本工事に伴い提出する関係書類については、可能な限り、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針適合製品（紙類及び文具類）又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。
- 4 本工事に伴い提出する関係書類については、写真やメーカー提供の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り、両面印刷とすること。

- 5 工事に伴い発生する廃棄物については、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類を排出しやすいような分別ボックスの設置スペース又は分別ヤードを設置するなどして、分別の徹底及びリサイクルに努めること。

第36条（使用人等の管理）

- 1 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第37条（施工時期及び施工時間の変更）

- 1 施工時間の変更
受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 休日または夜間の作業連絡
受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。
ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

第38条（工事現場における土砂流出防止対策）

土砂流出防止については、次の各号に留意し受注者は十分な管理を行わなければならない。

- (1) 工事期間中は、気象条件に十分留意し降雨時を避けて施工すること。
- (2) 受注者は切取り、床掘に先立ち、仮締切堤、沈砂池、汚濁防止フェンス等を施工するなど、工事進捗状況に合せた工事区域等における土砂流出防止対策を十分検討し、実施すること。なお、対策については、事前に監督員への説明を行うこと。

第39条（連絡体制）

台風、大雨等による緊急時に備えて作業区域とその周辺の現状を十分把握し、万一の応急処置に必要な人員及び機材の確保ができるように、受注者内の連絡体制を整えておかなければならない。

工事期間中の気象状況を十分把握し、台風や大雨等が予想される場合は事前に適切な処置をとり、台風通過後や中震以上の地震後は工事現場やその周辺の巡回を行い、速やかに監督員に状況報告を行わなければならない。

また、工事期間中においては、常時現場代理人と連絡がとれる体制を整えておかなければならない。

第40条（ワンデーレスポンス）

本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対し「その日のうち」に回答するものである。

「その日のうち」とは、受注者からの質問・協議等開始より1日（24時間）以内に回答することを原則とする。（ただし、土・日曜等の閉庁日を除く）

回答が困難な場合には、受注者に回答希望日を確認したうえで、その日のうちに「回答予定日」を連絡する。

なお、前述の「回答予定日」を超過する場合には、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答予定日」を設定する。

第41条（排出ガス対策型建設機械の使用）

本工事において次の各項の対象機種を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械又は「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。

ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督員との協議により、未対策型建設機械を使用しても良いものとするが、設計変更の対象とする。

- (1) バックホウ (2) ホイールローダ (3) ブルドーザ (4) 発動発電機
(5) 空気圧縮機 (6) 油圧ユニット (7) ローラ類 (8) ラフテレーンクレーン

なお、排出ガス対策型建設機械又は「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

第42条（低騒音型建設機械の使用の原則化）

本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

第43条（標準の機械経費（損料）が排出ガス対策型第3次基準値に該当する建設機械の積算上の取扱について）

土砂掘削（SQZ001）におけるバックホウ（クローラ型）の機械経費（損料）については、第3次基準値の建設機械により積算している。

受注者が第3次基準値以上の建設機械により施工する場合は、第3次基準値の建設機械の機械経費（損料）に設計変更する。

第44条（夜間工事）

- 1 本条の規定は、夜間工事の場合にのみ適用する。
- 2 昼間に工事を行う必要がある場合は、事前に監督員と協議するものとし、契約変更の対象とする。
- 3 舗装工事において、アスファルト合材の夜間小口出荷時セット料金が発生する場合は監督員と協議するものとし、必要に応じて契約変更の対象とする。

第45条（工事現場の現場環境改善）

- 1 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
- 2 現場環境改善については、別表－1の内容のうち、原則として計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本として実施すること。
- 3 現場環境改善の具体的な内容及び実施時期について、施工計画書に記載し提出すること。
- 4 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
- 5 工期設定に際しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。
- 6 本条の規定は、現場環境改善費が計上されている場合にのみ適用する。
- 7 本市シティプロモーション戦略ビジョンに基づくシンボルマーク「マグマシティ」の工事看板等への掲出について、「地域連携」中、「4. デザイン工事看板」の対象となるので、その活用を積極的に検討すること。掲出の際には、施工計画書、現場環境改善計画書及び実施書にその旨記載すること。

また、シンボルマークの仕様については、鹿児島市ホームページに掲載している「使用ルールブック」に基づいて作成すること。なお、当該使用取扱要領に基づく使用の届出等の手続きは不要である。

- 8 現場の施設や設備に対する熱中症対策^{※1}・防寒対策に関する費用については、受発注者協議を行い、対策の妥当性を確認のうえ設計変更の対象とし、別途積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費で率計上されている作業員個人への対策費用^{※2}と重複がないことを確認し、算出式により算出される現場環境改善費の100%を上限とする。なお、工事内容により率分での計上を対象とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。

（※1 例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテントミストファン、休憩車の配置など）

（※2 例：塩飴、経口補水液等の飲料水、空調服、熱中症対策キットなど）

- 9 西郷隆盛生誕200年・没後150年記念のロゴマーク・キャッチコピーの工事看板等への掲出について、「地域連携」中、「4. デザイン工事看板」の対象となるので、その活用を積極的に検討すること。掲出の際には、施工計画書、現場環境改善計画書及び実施書にその旨記載すること。

また、ロゴマーク・キャッチコピーの仕様については、鹿児島市ホームページに掲載している「デザイ

ンガイドライン」に基づいて作成すること。なお、当該使用取扱要領に基づく使用の届出等の手続きは不要である。

[別表－１]

費 用	実 施 す る 内 容（率計上分）
仮設備関係	1. 昇降設備の充実、2. 環境負荷の低減 3. ICT 設備の充実、4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実、2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実、4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（減額施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化、デザイン看板等）

[別表－２]

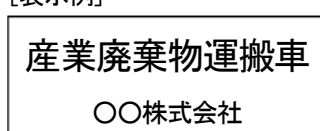
現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇，完成予想図，工法説明図，工事工程表， パンフレット・工法説明ビデオ	100%（箇所）
デザイン工事看板	10%（／月）
ライトアップ施設	8%（／月）
電光式標識	4%（／月）
備品類	2%（／月）

- (注) 1 上表は工事場所、工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
2 類似品は、上表損耗率を準用できる。
3 一工事において、損耗率が100%を超える場合は、上限値は100%とする。
4 設置月数は、工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。ただし、15日未満は0.5ヶ月とする。

第46条（産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付け）

産業廃棄物を収集又は運搬する際に、産業廃棄物運搬許可業者に委託せずに自己運搬する場合は、運搬車の車体の両側面に「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」及び「排出事業者名」を表示するとともに、その運搬車に「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面」を備え付けること。

[表示例]



140ポイント（おおむね縦横50mm）
以上の識別しやすい色の文字及び数字
90ポイント（おおむね縦横30mm）
以上の識別しやすい色の文字及び数字

なお、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集又は運搬させる場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づく別途、表示規定によること。

第47条（産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出)

工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表）を工事完成図書に添付すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

電子マニフェストの場合は、受渡確認表の写しを添付すること。

第48条（ダンプトラック等による過積載等の防止について）

- 1 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 1から6のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第49条（建設副産物実態調査）

本工事で発生利用した建設副産物等に関する実態調査への対応については下記のとおりとする。

- 1 「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」を利用する場合は、記入すべき項目等を十分確認の上、システムから出力した電子データを提出すること。
- 2 国土交通省の建設リサイクル関係ホームページに掲載されている「再生資源利用計画（実施）書」等の建設リサイクル報告様式を利用する場合は、記入すべき項目等を十分確認の上、当該電子データ（エクセル形式）を提出すること。

第50条（工事の一時中止及び抑制期間）

本工事は、「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」に基づき、次の各号の期間は工事を一時中止するものとする。ただし、仮設道路等が設置してあるもの、現道に影響を及ぼさない場所での施工又は終日車輛通行止めの場合は除く。

なお、日時は変更することもあるため、詳細については監督員と協議し、かつその指示に従うものとする。

(1) 工事中止期間

ゴールデンウィーク：令和9年4月28日午後10時から令和9年5月6日午前9時まで

お盆：令和9年8月6日午後10時から令和9年8月16日午前9時まで

年末年始：令和8年12月28日午後10時から令和9年1月4日午前9時まで

(2) 祭り・イベント等、交通への影響の大きい期間の工事中止期間

主催者や所轄警察と協議して決定する。

(3) 工事抑制期間

—令和9年3月1日(月)午後10時から令和9年3月31日(水)午前9時まで

第51条（ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策）

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、次の

各号を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督員に報告すること。

(1) 土・樹木等の措置

- ア 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- イ 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱い可能な焼却施設で焼却処理する。
一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間焼却施設
産業廃棄物：業の許可を有している民間焼却施設

(2) 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

(3) やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- ア 薬剤処理・薰蒸処理後、搬出する。
- イ 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

(4) 発生地区に搬入した建設機械や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

(5) 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、前号(1)～(3)の措置が講じられているかを確認する。

第52条（電子納品）

- 1 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島市電子納品運用ガイドライン【土木・農林水産編】※（令和8年5月）（以下、ガイドラインという。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

※ 設計金額2千万円以上の工事及び「建設局施設構造物保管管理システム」への保管対象となる建設工事については、納品レベル2以上の納品を原則としている。

- 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- 3 検査においては、検査用の電子成果品（CD-R等）を1部作成し、完成検査終了後、指摘事項修正のうえ、最終成果（電子）を作成する。

第53条（週休2日工事）

（一般土木）

- 1 本工事は、週休2日工事の対象である。
- 2 実施については、鹿児島県制定の「週休2日」工事実施要領（一般土木工事編）（令和8年8月1日施行）に準じて行うものとする。
- 3 実施要領は、鹿児島県ホームページから入手できる。

第54条（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）（令和6年3月26日付け鹿児島市建設局通知）」に基づき行うものとする。
- 3 本通知は、鹿児島市ホームページから入手できる。

第55条（快適トイレ設置試行工事）

- 1 本工事は、建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。
- 2 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。
- 3 快適トイレを設置する場合は、「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定について（令和8年6月2日付け鹿児島市建設局通知）」に基づき行うものとする。
- 4 「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定について（令和8年6月2日付け鹿児島市建設局

通知)」は鹿児島市ホームページから入手できる。

~~第56条（契約工期等の取扱いについて）~~

- ~~1 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定工事」の対象である。~~
- ~~2 受注者は、落札決定通知の翌日から起算して60日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。~~
- ~~3 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約締結日までに発注者に通知しなければならない。~~
- ~~4 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。~~
- ~~5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、次のとおりとする。~~
 - ~~(1) 主任（監理）技術者及び現場代理人の配置は要しない。~~
 - ~~(2) 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。~~
 - ~~(3) 受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。~~
 - ~~(4) 期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。~~

第57条（工期の設定）

標準工期を用いて工期を設定する場合は記載不要。その他の場合は例1または例2のいずれかを記入すること。

- 1 本工事は、「鹿児島県の土木工事における工期設定指針」に基づき、標準工期による工期を設定している。
- 2 なお、工期には工事に要する期間として250日を標準工期に加算している。
- 3 同指針は、鹿児島県および鹿児島市ホームページから入手できる。

第58条（法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

~~第59条（施工箇所が点在する工事の積算について）~~

- ~~1 本工事は、施工箇所が点在する工事である。~~
- ~~2 主たる工種区分は、工事全体で判断している。~~
- ~~3 共通仮設費及び現場管理費については、「〇〇地区」、「△△地区」、「□□地区」（以下、「施工箇所」という。）毎に算出した合計額としている。なお、共通仮設費率、現場管理費率にかかる施工地域を考慮した補正係数は、施工箇所毎に設定している。~~
- ~~4 現場環境改善費については、施工箇所毎に算出した合計額としている。なお、現場環境改善費率にかかる施工地域は、施工箇所毎に設定している。~~
- ~~5 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算と同様に算出（共通仮設費率、現場環境改善費率、現場管理費率、一般管理費率の率計算にかかる対象額を全施工箇所の合計額として、共通仮設費（現場環境改善費含む）、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費等を計算する積算により算出）した合計額としている。なお、一般管理費等算出時の共通仮設費率、現場管理費率にかかる施工地域を考慮した補正係数及び現場環境改善費率にかかる施工地域は、施工規模が最も大きい「〇〇地区」により設定した係数等によるものとしている。~~

第60条（情報共有システムを活用した工事の試行）

- 1 本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。
- 2 試行に当たっては、情報共有システム活用工事試行要領（令和6年4月1日）に基づき行うものとする。
- 3 試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。

~~第61条（概算数量発注試行工事）~~

- ~~1 本工事は、概算数量発注試行工事である。~~
- ~~2 試行に当たっては、概算数量発注試行工事实施要領（令和4年2月9日）に基づき行うものとする。~~
- ~~3 実施要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。~~
- ~~4 本工事の工期には、工事計画図書の作成に要する日数として、15日を付与している。~~

~~5 本工事に関して疑義が生じた場合は、受注者は工事打合簿により監督員と協議すること。~~

第62条（架空線への防護措置費用について）

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は契約変更の対象となることから、速やかに監督員と協議すること。

第63条（品質証明）（※予定価格1億円以上の工事を対象とし、維持工事、建築工事、港湾工事は除く）

~~本工事は、品質証明の対象工事とし、受注者は、以下の各号によるものとする。~~

- ~~(1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督員へ提出しなければならない。~~
- ~~(2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。~~
- ~~(3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたる行うものとする。~~
- ~~(4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。~~
- ~~(5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。~~

第64条（公共工事における材料使用承認願について）

1 工事に使用する材料については、「材料使用承認願」に記入の上、監督員に提出し承諾を得ること。（任意仮設は除く）。

また、材料の変更及び追加があった場合は、その都度、別様により監督員の承諾を得ること。

2 「材料使用承認願」に記載した材料については、品質等が確認できる試験成績表等（以下、「資料等」という。）を添付すること。ただし、JIS製品の場合、特記仕様書等において指示したものを除き、原則として資料等は添付しないこととする。

第65条（県産資材の優先使用について）

1 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

2 受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定資材 (7品目)	生コン(レミキストンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝
---------------	---

3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。

4 受注者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出すること。

5 各様式については、鹿児島市ホームページの「工事関係書類一覧表」から取得すること。

第66条（県内建設業者の優先活用）

1 受注者は、工事の一部を下請けに付する場合は、県内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

2 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における県内建設業者等不活用状況報告書」を監督員に提出すること。

3 受注者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。

4 各様式については、鹿児島市ホームページの「工事関係書類一覧表」から取得すること。

第67条（施工体制点検等への協力）

請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事においては、「鹿児島市施工体制点検要領」に基づく点検を、また請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の建設工事の下請契約を締結した工事においては、同要領の枠組外における「一括下請負に関する確認」を実施するので、受注者はこれに協力すること。

第68条（環境改善実施要領（工事編）について）

工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第69条（公共工事における現場一斉閉所の実施について）

受注者は、公共工事における現場一斉閉所の実施に協力するものとする。なお、現場閉所の実施への協力は、受注者の判断によるもの（任意）とし、実施の有無等について発注者への報告は必要ないものとする。なお、県ホームページに本取組に係るチラシを掲載しているので確認のこと。

（1）実施日

毎月毎週土曜日、日曜日

（2）現場閉所の実施内容

ア 受注者は、実施日において、終日、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務作業を行わない。

（保守点検等の現場管理上必要な作業を除く。）

イ 工程上やむを得ず、実施日に現場閉所が困難な場合は、別の日に振り替えることができる。

ウ 営繕関係の分離発注工事の場合、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業のない「現場休息」を現場閉所とみなすものとする。

第70条（舗装の切断作業時に発生する排水の具体的な処理方法）

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならないほか、第47条（産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出）に従い、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表）を工事完成図書に添付すること。

第71条（ICT活用工事の試行）

~~※ICT活用工事の試行対象とする工事の場合のみ記載。~~

~~1 本工事は、ICT活用試行対象工事である。~~

~~2 試行に当たっては、鹿児島市ICT活用工事（ICT主工等）試行要領（令和8年4月1日）に基づき行うものとする。~~

~~3 試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。~~

第72条（遠隔臨場の試行）

1 遠隔臨場の試行に当たっては、鹿児島市遠隔臨場試行要領（令和6年10月1日）に基づき行うものとする。

2 試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。

第73条（三者技術調整会の開催）

本工事は、「鹿児島市三者技術調整会実施要領」に基づく、「三者技術調整会」の開催を予定していないが、受注者が開催を希望する場合は、発注者と協議するものとする。

第74条（建設キャリアアップシステム活用工事の試行）

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム活用工事の対象である。
- 2 試行に当たっては、鹿児島市建設キャリアアップシステム活用工事試行要領（令和8年4月1日）に基づき行うものとする。
- 3 試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。

第75条（中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表—1 調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月	単価適用地区
塩化ビニル管	5.1mm	1.11m	R8. 10月	九州地区
塩化ビニル管	6.5mm	1.00m	R8. 10月	九州地区

- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。